



規則

鳥取縣規則第二十七號

明治三十三年十一月鳥取縣令第五十五號（醫師又ハ産婆ノ作為スベキ死胎檢案書ノ様式）はこれを廢止する

昭和二十三年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣規則第二十八號

明治三十五年十一月鳥取縣令第六十三號（藥劑師免狀收得居住身分異動届出ノ件）はこれを廢止する

昭和二十三年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告示

鳥取縣告示第二百二號

昭和二十三年四月三十日 金曜日  
第九百四號

農地調整法施行令第四十五條第二項の規定に依り昭和二十一年十二月二十四日附鳥取縣告示第五二〇號を以て指定された左記の村は之れを削除する

昭和二十三年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、氣高郡酒津村

鳥取縣告示第二百三號

次の墓地は今回改葬するに際して縁故者不明のものであるから有縁者は直接墓地管理者まで申出せられたい旨和歌山縣より照會があつた

な冷期日までに申出のないときは管理者において適當に處置せられる

昭和二十三年四月三十日

00019

昭和二十三年四月三十日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、墓地所在地 和歌山縣東牟婁郡勝浦町の浦五七九番地

一、墓地名稱 勝浦町字権の浦共同墓地

一、管理者 和歌山縣東牟婁郡勝浦町長

一、届出期間 昭和二十三年五月十五日

一、政 葬 先 勝浦町字谷の奥共同墓地

一、理 由 本墓地は新制中學校設備費の一部財源のため

◇鳥取縣警察第二〇四號

昭和二十三年三月三十日三月定例縣議會の議決を經た昭和二十三年度鳥取縣歳入歳出豫算(同日つけ追加豫算を含む)並に昭和二十三年度特別會計社會事業特殊資金、災害救助基金、男女青少年團體事業獎勵資金、教育資金、就學獎勵資金、學校生徒獎勵資金、縣立實業學校實習費、印刷事業費、自作農創設維持獎勵資金、畜牛増殖獎勵事業費、無畜農家解消事業費、物産斡旋事業費等歳入歳出豫算は次の通りである。

歳入	科 目	豫 算 額
1	縣 稅	211,975,313圓
1	獨立稅	74,722,313
2	目的稅	767,000
3	地方分與稅	136,486,000
2	公企業及び財産收入	1,802,189
1	財産收入	1,802,189
3	分担金及び負擔金	551,300
1	分担金	20,000
2	負擔金	531,300
4	使用料及び手数料	43,791,245
1	使用料	37,070,233
2	手数料	6,721,012
5	國庫支出金	426,689,827

02090

00018

00051

1	下渡金	67,950,822	1	縣債	134,964,000
2	補助金	358,718,505	1	歳入合計	868,414,856
6	借入金	16,631,158	1	歳入合計	868,414,856
7	寄附金	16,631,158	1	歳入合計	868,414,856
7	繰入金	50,000	1	縣債	134,964,000
1	特別會計繰入金	50,000	1	縣債	134,964,000
8	繰越金	1,421	2	縣令費	2,981,635
1	前年度繰越金	1,421	2	委員會費	1,610,159
9	雑収入	31,978,908	3	公認會計師費	4,250
1	納付金	62,430	1	縣令費	2,981,635
2	購置及び報償金	21,854	2	委員會費	1,610,159
3	物品實拂代	20,014,178	3	公認會計師費	4,250
4	償還金	1,586,605	1	縣令費	2,981,635
5	過年度収入及び返納金	10,201	2	縣令費	2,981,635
6	延滞金	5,000	3	縣令費	2,981,635
7	立替金	10,000,000	4	縣令費	2,981,635
8	雜入	278,640	5	縣令費	2,981,635
10	縣債	134,964,000	6	縣令費	2,981,635

12000

1	土木出張所費	226,672	19	二十二年災害土木復舊費	160,669,941
2	填港務所費	105,466	20	二十年災害土木復舊費	14,212,434
3	道路橋樑費	7,683,150	21	二十一年災害土木復舊費	81,611,643
4	府縣道改良事業費	11,000,000	5	教育費	177,473,861
5	道路橋樑局勘改修費	535,000	1	小學校費	82,306,193
6	町村土木補助費	100,000	2	中學校費	47,564,689
7	治水堤防費	644,280	3	高等學校費	27,637,441
8	災害防除施設費	500,600	4	特殊學校費	921,157
9	河川改良事業費	4,000,000	5	水產學校施設費	450,000
10	災害河川改良事業費	1,000,000	6	特殊學校建設費	3,305,000
11	河川改修費負担金	105,304	7	養良農學校縣立移管費	1,076,560
12	網代修築事業費	2,000,000	8	境高等女學校同	827,440
13	港灣費	400,000	9	夜間高等學校費	616,000
14	船舶補助費	610,000	10	定時制高等學校費	4,853,383
15	砂防事業費	5,160,000	11	教育振興費	938,112
16	土木事業振興費	625,000	12	學制改革費	974,728
17	產業開發調査費	450,000	13	教育職員恩給費	410,002
18	連合軍宿舎建設事業費	267,720	14	教職員共済組合費	1,302,213

00

22900

15	湖東農水產高等學校費	714,400	9	兒童福祉事業費	1,139,266
16	定時制高等學校本校縣立移管費	753,000	10	養德學校費	356,194
17	圖書館費	1,087,761	11	兒童相談所費	391,548
18	公民館費	283,782	12	一時保護所費	308,112
19	婦人及青少年教育費	250,000	18	世話費	3,903,320
20	社會教育費	400,000	14	公園費	179,500
21	學校體育費	213,000	15	職業輔導費	2,322,863
22	社會體育費	368,000	16	勞政諸費	736,776
23	體育施設費	150,000	17	勞働事情調査研究費	330,000
6	社會及労働施設費	62,039,269	18	勞働教育啓蒙費	300,000
1	生活保護費	7,974,605	19	地方勞働委員會費	607,024
2	保護施設費	1,020,000	7	保健衛生費	45,079,069
3	生活保護補助費	7,021,052	1	保健所費	4,596,080
4	住宅費	12,432,934	2	健民費	775,744
5	社會事業振興費	405,456	3	傳染病豫防費	9,696,523
6	救護費	21,901	4	結核豫防費	2,594,667
7	民生委員費	628,718	5	花柳病診療所費	959,981
8	援護事業費	21,960,000	6	診療所費	319,200

00053

7	性病預防費	6,849,700	1,066,225
8	鼠疫昆蟲驅除費	214,724	1,827,340
9	衛生統計費	865,224	100,000
10	衛生取締費	1,198,304	908,892
11	衛生諮詢費	409,022	868,674
12	保健所擴充費	16,600,000	540,896
8	產業經濟費	144,709,789	200,000
1	農事試驗場費	1,289,668	100,000
1	農事試驗場費	80,460	100,000
2	農業技術員養成所費	595,056	8,200,000
3	主要食糧增產對策費	294,060	140,308
4	蔬菜果物增產對策費	1,086,500	127,766
5	農業生產資料對策費	4,277,618	21,159
6	農業技術滲透施設費	69,678	817,977
7	農業共同組合事業施設費	149,524	4,957,020
8	農村負債整理及金融改善事業費	1,604,100	2,428,506
9	食糧需給調整費	1,593,290	839,974
10	農村工業獎勵費	750,000	3,892,808
11	農產加工指導所費		
12	農事振興費		1,066,225
13	工業指導所費		1,827,340
14	紙檢査費		100,000
15	中小企業振興對策費		908,892
16	物價對策諮詢費		868,674
17	重要物資需給調整費		540,896
18	電力需給調整費		200,000
19	觀光農業施設費		100,000
20	貿易事業施設獎勵費		100,000
21	工業試驗場復舊費		8,200,000
22	特殊物件等處理費		140,308
23	賠償施設處理費		127,766
24	測量取締費		21,159
25	縣有林費		817,977
26	行造林費		4,957,020
27	造林事業費		2,428,506
28	公有林野公收造林費		839,974
29	樹苗養成費		3,892,808

00024

00024

30	民有林計畫施設獎勵費	2,090,068	1,058,470
31	林產物檢査費	5,074,880	470,000
32	薪炭增產施設費	209,150	494,372
33	縣營製炭事業費	430,970	1,169,260
34	民有林開發林道施設費	44,535,354	167,000
35	沿山防災施設事業費	25,245,770	341,480
36	保安林改良事業費	4,919,365	232,480
87		—	
38	林業振興費	386,632	88,072
39	蠶業取締所費	767,610	1,522,500
40	蠶業試驗場費	514,769	2,375,747
41	繭檢定所費	6,615,666	274,922
42	蠶業技術指導所費	60,774	481,132
43	蠶業技術員養成所費	48,024	304,000
44	桑苗生產施設費	775,375	6,879,100
45	副蠶糸類高度利用施設費	350,000	418,764
46	蠶業振興費	846,200	98,113,946
47	種苗場費	2,972,331	1,292,284
45	有畜營農指導所費		1,058,470
49	和牛獎勵費		470,000
50	家畜傳染病預防施設費		494,372
51	畜產獎勵費		1,169,260
52	馬產獎勵費		167,000
53	飼料對策費		341,480
54	家畜人口授精施設費		232,480
55	畜產加工試驗事業費		1,522,500
56	畜產振興費		88,072
57	水產試驗場費		2,375,747
58	水產物增產對策費		274,922
59	水產物需給對策費		356,008
60	水產登錄費		481,132
61	貯雪庫設置費		304,000
62	水產試驗場復舊費		6,879,100
63	水產振興費		418,764
9	農地費		98,113,946
1	土地取得代行費		1,292,284

00025

2	開拓指導施設費	1,458,489	20	資料幹旋費	1,000,000
3	開拓試驗費	232,303	10	地方振興費	2,791,202
4	農地委員會諸費	461,808	1	同	2,592,506
5	農地制度改革費	21,170,973	2	地方連絡費	198,896
6	修練農場費	342,004	11	都專計畫事業費	3,899,204
7	開拓施設費	5,029,500	1	都市計畫地方委員會費	766,294
8	育苗施設事業費	4,770,000	2	境町戰災復興事業費	3,132,910
9	農業土木調査費	487,202	12	財産費	2,062,340
10	農業水利改良事業費本年度支出額	950,360	13	財産管理費	2,062,340
11	20年災害復舊費耕地事業費本年度支出額	8,238,740	1	統計調査費	5,161,543
12	第五次土地改良事業費本年度支出額	4,082,823	1	一般統計調査費	1,736,685
13	農道整備事業費	1,500,000	2	農林統計費	14,000
14	緊急開拓事業幹線道路費	13,492,000	3	商工統計費	63,000
15	集團地開拓事業費	7,513,000	4	各種統計調査費	3,132,180
16	小園地開拓事業費	3,520,000	5	教育統計調査費	43,678
17	開拓道路事業費	6,462,500	6	事業所統計調査費	172,000
18	煤管用排水幹線改良事業費	964,960	14	選挙費	499,233
19	中海干拓事業費	15,000,000	1	衆議院議員選挙費	499,230

00026

2	縣會議員選挙費	1	147,516	11	元陸海軍將校調査費	147,516
3	知事選挙費	1	166,632	12	外國人登録諸費	166,632
4	參議院議員選挙費	1	625,964	13	涉外諸費	625,964
16	公債費	18,438,771	14	公報活動費	937,000	
1	元利償還金	14,118,497	16	過年度返納金	10,000	
2	利子	4,000,000	17	豫備費	100,000	
3	諸費	320,274	1	同	100,000	
16	諸支出金	15,520,255		歳出合計	868,414,856	
1	史蹟名勝天然紀念物保存費	20,000	昭和二十三年度特別會計社會事業特殊資金歳入歳出豫算 (大禮恩賜賑恤資金と慈善救濟金を統合する)			
2	公金取扱費	10,621,996				
3	滞納處分費	6,000				
4	特別會計繰入金	450,000				
5	東京連絡所費	500,000				
6	財政調査費	250,000				
7	會計事務促進費	306,854				
8	自動車諸費	509,000				
9	公職適否審査諸費	606,259				
10	諸団体調査諸費	372,034				
			歳入	豫算額		
			款項	科目	目	
			1	公企業及び財産收入	3,297	
			1	財産收入	2,297	
			2	國庫支出金	1	
			1	補助金	1	
			3	繰越金	972	
			1	前年度繰越金	972	

2000

款項	科目	目	豫算額
4	雑収入		98,802
1	償還金		98,802
5	元資受入金		1
1	同		1
	歳入合計		592,223
1	同		592,223
2	慈善救済費		592,223
1	同		592,223
1	災害救助費		322,450
1	救助諸費		322,450
2	救助対策費		239,000
3	元資編入金		—
	歳出合計		592,223
昭和二十三年特別會計災害救助金歳入歳出豫算 (罹災救助基金を災害救助基金に改める)			
	歳入		
1	公企業及び財産収入		231
1	財産収入		231
2	繰入金		450,000
1	一般会計繰入金		450,000
3	繰越金		43,189
1	前年度繰越金		43,189
	歳入合計		785
	歳出		
1	公企業及び財産収入		785
1	財産収入		785
2	繰越金		1,003
	歳出合計		1,003

0000

82000

款項	科目	目	豫算額
1	前年度繰越金		13,400
1	雑収入		13,400
1	償還金		1,837
	歳入合計		3,655
	歳出		
1	男女青年団体事業費		3,655
1	育成費		3,655
	歳出合計		3,655
昭和二十三年特別會計教育資金歳入歳出豫算			
	歳入		
1	公企業及び財産収入		1,097
1	財産収入		1,097
2	繰越金		2,307
1	前年度繰越金		2,307
3	雑収入		9,996
1	償還金		9,995
2	雑収入		1
	歳入合計		13,400
	歳出		
1	教育資金事業費		13,400
1	奨励費		9,909
2	精治料		1,000
3	賠償及び償還金		2,500
	歳出合計		13,400
昭和二十三年特別會計就學奨励資金歳入歳出豫算			
	歳入		
1	公企業及び財産収入		450
1	財産収入		450
2	國庫支出金		14,424
1	補助金		14,424
3	繰越金		3,466
1	前年度繰越金		3,466
4	雑収入		3,800
1	償還金		3,800
	歳入合計		3,800
	歳出		
1	國庫支出金		14,424
1	補助金		14,424
3	繰越金		3,466
4	雑収入		3,800
1	償還金		3,800
	歳出合計		3,800

0000

00029

歳出	歳入
1 歳入合計 22,140 1 奨學獎勵事業費 22,140 2 補助負担金及び交付金 22,040 歳出合計 22,140	昭和三十二年特別會計縣立實業學校實習費歳入歳出豫算 1 歳入合計 677,750 1 公企業及び財産収入 677,750 2 財産収入 677,750 繰越金 665,250 1 前年度繰越金 12,500 歳入合計 677,750 歳出 677,750 1 學校生徒獎勵費 307 1 獎勵費 307 歳出合計 307

00030

歳出	歳入
1 歳入合計 1,260,599 1 同 1,260,599 2 雑収入 1 1 同 1 3 繰越金 50,000 1 前年度繰越金 50,000 歳入合計 1,310,600 歳出 1 事業費 1,310,600 1 同 1,270,600 2 諸支出金 40,000 1 一般会計繰入金 40,000 歳出合計 1,310,600 昭和二十三年度特別會計自作農創設維持獎勵資金 歳入歳出豫算 歳入 41,984 歳出 41,984 歳入合計 41,984	昭和三十二年特別會計畜牛増殖獎勵事業費歳入歳出豫算 1 補助金 41,984 歳入合計 41,984 歳出 1 公債費 41,984 1 元利償還金 41,984 歳出合計 41,984 昭和二十三年度特別會計畜牛増殖獎勵事業費歳入歳出豫算 歳入 1 公企業及財産収入 1 1 財産収入 1 2 使用材料及び手数料 982,500 1 使用料 982,500 3 繰越金 10,000 1 前年度繰越金 10,000 4 雑収入 120,000 1 物品賣拂代金 120,000 歳入合計 1,112,501

00031

歳出	歳入
1 事業費 1,108,182	1 同 2,820,028
1 同 1,108,182	歳出合計 2,820,028
2 豫備費 4,319	
1 同 4,319	
歳出合計 1,112,501	
昭和二十三年度特別會計無畜農家解消事業費歳入歳出豫算	
歳入	歳出
1 公企業及び財産収入 100	1 事業費 447,155
1 財産収入 100	1 同 447,155
2 繰越金 1,000	1 同 10,000
1 前年度繰越金 1,000	2 諸支出金 10,000
3 雑収入 2,818,928	1 一般會計繰入金 10,000
1 物品賣拂代金 2,818,928	3 豫備費 26,484
歳入合計 2,820,028	1 同 26,484
歳出合計 2,820,028	歳出合計 483,639

00030

00032

◇鳥取縣告示第二五五號

農林省令第八十一號蔬菜及び漬物配給規則第七條第四項の規定により當該指定消費地域の公認荷受機關を次の通

種類別	消費地域名	登録番号	荷受機關名
蔬菜	鳥取市	蔬卸第一號	鳥取青果卸賣市場
	同	第二號	鳥取中央青果株式会社
	倉吉町	同 第三號	倉吉青畜市場株式会社
	米子市	同 第四號	山陰青果株式会社
	同	第五號	有限會社米子青果卸賣市場

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

代表者名

- 奥田 憲太郎
- 干谷 定次郎
- 岸田 恒藏
- 栗林 力吉
- 山下 奥治郎

選舉告示

◇選舉管理委員會告示第八號

鳥取縣農地委員會委員の選舉區及び各選舉區において選舉すべき委員の農地調整法第十五條ノ二第三項各號の區分別の數は次の通りである。

昭和二十三年四月三十日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

り登録する

昭和二十三年四月三十日

農地調整法第十五條ノ二第三項各號の區分

選舉區	選すべき委員の數
第一選舉區	五人
第二選舉區	三人
第三選舉區	五人

- 鳥取市 一號
- 岩美郡 二號
- 八頭郡 三號
- 米子市 一號
- 東伯郡 二號
- 日野郡 三號

- 奥田 憲太郎
- 干谷 定次郎
- 岸田 恒藏
- 栗林 力吉
- 山下 奥治郎

00033



# 公安告示

◇鳥取縣公安委員會告示第一號

道路交通取締規則を次のように定める

昭和二十三年四月三十日

鳥取縣 公安委員會

## 道路交通取締規則目次

- 第一章 總 則
- 第二章 車 馬
- 第三章 運轉免許

### 附 則

## 道路交通取締規則

### 第一章 總 則

第一條 この規則における用語及用語の意義は次の通りとする

取締法とは道路交通取締法をいう

取締令とは道路交通取締令をいう

交差点とは、交通方向を異にする二つ以上の道路が交さる場所で相隣する街角(角道、車道の區別ある道

路においては歩道縁石による)を連結した直線又は各街角から相對する路邊に至る直線によつて圍まれた地域をいう

停止線とは、信號又は道路標識により通行を停止しなければならぬ位置を示すため道路上に設けられた區畫線をいう

第二條 取締法第六條の規定により危険防止及びその他交通安全のため通行を制限する道路區域はこれを告示する

第三條 この規則により公安委員會に提出すべき申請書は住所地の警察署長を経由しなければならぬ

### 第二章 車 馬

第四條 市街地又は人家の並んだ場所では取締令第十八條第一項第一號の自動車(乗車定員八人未満の乗用自動車)の最高速度は毎時四十キロメートル(二四、八哩)取締令第十八條第一項第二號の自動車の最高速度は毎時三十キロメートル(一八、六哩)緊急自動車の最高速度は毎時七十キロメートル(四三、四哩)とする

00034

00000

00033

取締令第十八條の自動車の違反制限の標示のある場所においてはこれに従はなければならぬ。

第五條 取締令第十九條第一項の規定により緊急自動車に指定するものは別にこれを告示する。

第六條 車馬は取締令第二十一條の規定によるの外左の場所を通行するときは、他の車馬を追いこしてはならぬ。

一、道路の有効幅員が諸車双方の幅員を合し余裕一メートル以下の場所

二、交通の雑踏する場所又は危険な場所

第七條 車馬は取締令第二十七條の規定によるの外左の場所を通行するときは、徐行しなければならぬ。

- 一、前條に定める場所
- 二、學校、幼稚園、病院、兒童遊園地の附近
- 三、公園
- 四、運轉によりどろ水、汚水、じんあい等を飛散し他人に迷惑を及ぼすとき
- 五、學生、生徒の隊列又は葬列その他の行列に近すい

たとき

第六、トンネル又は踏切

第八條 車馬は取締令第十九條の規定によるの外左の場所においては止むを得ない場合の外停車し、又は駐車してはならぬ。

一、著しき狭あいの場所

二、鐵道踏切りより五メートル以内

三、其他交通の妨害となる場所

第九條 取締令第三十八條第一項の規定によつて取締令第三十六條の制限の超過の許可を受けようとするときは、申請書に左の事項を記載しなければならぬ。

- 一、申請者の住所氏名(法人にあつてはその名稱及事務所所在地)
- 二、運送の日時及經路
- 三、車輛番號
- 四、運送の方法
- 五、貨物の種類又は名稱
- 六、重量又は長さ、幅及び高さ等

00033

第十條 取締令第三十八條第一項の規定によつて取締令第三十七條第一項又は第二項の制限超過の許可を受けようとするときは申請書に左の事項を記載しなければならない。

一、申請者の住所氏名（法人にあつてはその名稱及び事務所々在地）

二、運送の日時及経路

三、運送の方法

四、貨物の種類又は名稱

五、重量又は長さ、幅及び高さなど

第十一條 取締令第三十八條第二項の規定によつて許可を受けようとするときは、申請書に左の事項を記載しなければならない。

一、申請者の住所氏名（法人にあつてはその名稱及び事務所々在地）

二、自動車の種類及び車輛番號

三、使用の目的

四、使用の日時又は期間

五、運轉の経路又は區域

第十二條 前三條の規定により許可を興えたときは、第九條又は第十條は別記第一號様式の許可證を、前條は別記第二號様式の許可證を交付する。

第十三條 前條の許可證は輸送中は、これを携帯し使用の後は遅滞なく返納しなければならない。

第三章 運轉免許

第十四條 取締令第四十二條の規定による申請書には左の事項を記載しなければならない。

一、申請者の本籍住所氏名（ふりがなをつけること）及び生年月日

二、運轉免許の種類（特殊免許又は小型免許のときは免許を受けようとする自動車の種類）

前項の申請書には左の各號の書類を添えなければならない

一、戸籍抄本  
二、申請前六月以内に撮影し、その撮影年月日及び

氏名を記入した脱帽、正面半像名刺版、無台紙の寫眞二枚

三、精神病、聴力、視力、色盲、おし及び手足の運動障害についての醫師の診断書

四、取締令第四十四條第一項第一號の者は、技能證明書、同條第一項第二號のものは卒業證明書の寫及在學中自動車に關する學科を修めるものである旨の證明書、同條第一項第三號の者は、運轉免許證の寫

第十五條 特定の免許證を有するもので他の免許を受けようとするものは、その申請書に前條第一項第一號及び第二號の事項を記載し、同條第二項第二號の寫眞並に運轉免許證の寫を添えなければならない。

第十六條 取締令第四十二條第一號の試験（實地試験と稱する）は、實地についてこれを行い、同條第二號及び第三號の試験（學科試験と稱する）は、筆記でこれを行う。

學科試験は實地試験に合格した者に對してこれを行う。

第十七條 規定の日時に受験しないものは、これを放棄したもののみならず。

但し試験施行當日迄にその事由を具し届出で承認を受けたものは、この限りでない。

第十八條 不正の方法によつて試験を受けた者は、その成績を無効とする。

不正の方法によつて免許を受けた者はその免許を無効とする。

第十九條 取締令第四十五條第一項の規定による申請書には第十四條第一項第一號及び左の事項を記載し同條第二項第二號の寫眞及び第四號の書類並に現に有する運轉免許證の寫を添えなければならない。

一、本籍又は國籍

二、住所又は滞在地

三、運轉に従事する期間

四、運轉せんとする自動車の種類及車名

第二十條 取締令第四十七條の規定による本籍住所及び氏名の異動届書には、左の事項を記載しなければならない

なす。

一、舊の本籍、住所氏名及び新しい本籍、住所、氏名並びに生年月日

二、運轉免許證の種類及び番號

三、變更した年月日

前項の届書が本籍又は氏名の異動のときは、戸籍抄本を添えなければならない。

第二十一條 取締令第四十七條の規定による主たる運轉地變更届書には、左の事項を記載しなければならない。

- 一、本籍、住所氏名及び生年月日
- 二、舊の運轉地及び新しい運轉地
- 三、變更した年月日

前項の届書には第十四條第二項第二號の寫真一枚及び免許證を添えなければならない。

第二十二條 取締令第四十八條による運轉免許證の検査手續は、本人が口頭で申請しなければならない。

第二十三條 取締令第五十一條の規定による申請書には、左の事項を記載しなければならない。

一、本籍、住所、氏名及び生年月日

二、免許の種類及び番號

三、再交付を必要とする理由

前項の申請書には、第十四條第二項第二號の規定による寫真一枚並に破損による場合はその運轉免許證をも添えなければならない。

第二十四條 取締令第四十二條第二項第四號の不適當とは、左に掲げるものをいう。

- 一、色盲の程度甚しき者の内信號色（赤、橙、黄、青、緑）の識別困難なもの
- 二、視力異常者の内眼鏡の補きによるも五メートルの距離で万国視力表第七段以下の識別不能若しくは困難なもの
- 三、身体に著しき缺陷があり運轉者として不適當と認められるもの
- 四、性質、素行甚しく不良なもの又は性能に著しき缺陷があつて運轉者として不適當と認められるもの
- 五、屢々不合法規に違反せるもの

附 則

この規則は昭和二十三年三月七日からこれを適用する。

第一號様式

積載制限許可

住所 氏 名

一、積載物件

一、積載區間

一、積載期間

右許可する

昭和 年 月 日

〇〇 警察 署

一五センチメートル

第二號様式

用途外積載許可

住所 氏 名

一、用途外積載期日

一、同 區間

一、積 載 量

右許可する

昭和 年 月 日

〇〇 警察 署

一五センチメートル